医政発 0331 第 101 号 令和 7 年 3 月 31 日

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

「法人税法施行規則第5条第6号並びに同規則第6条第4号 及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について」の一部改正について

法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)に基づき、医師会法人等 (以下「オープン病院事業法人」という。)又は無料若しくは低額な料金によ る診療事業等を行う公益法人等(以下「福祉病院事業法人」という。)が行う 医療保健業については、一定の要件の下に法人税を課税しないこととされてお り、その取扱いについては、「法人税法施行規則第5条第6号並びに同規則第 6条第4号及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について」(平成20年10月 10日付医発第1010005号厚生省医務局長通知。以下「通知」という。)に基づ き対応いただいているところである。

今般、オープン病院事業法人については「法人税法施行規則第五条第六号に 規定する厚生労働大臣の定める基準」(平成 20 年厚生労働省告示第 297 号)、 福祉病院事業法人については「法人税法施行規則第六条第七号に規定する厚生 労働大臣の定める基準」(平成 20 年厚生労働省告示第 298 号) の一部を改正し たことに伴い、通知の一部を下記の通り改正するので、これを御了知の上、引 き続き適切な運用に努めていただくようお願いする。

記

第一 改正の趣旨

オープン病院事業法人及び福祉病院事業法人が行う医療保健業が収益事業に含まれないための要件について、これらの法人が行う医療保健業務の非営利性を確保すること及び補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないようにすること等の観点から、計算の基礎となる全収入金額を医療保健業務に係る収入金額とすること、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えること等、通知の一部について所要の改正を行う。

第二 改正の内容

通知について、別紙1の新旧対照表のとおり改正する。